「世界人権宣言」採択70周年記念てい談

人権・公共哲学・宗教を語る

山脇直司／桐ケ谷章／石神　豊

世界人権宣言の採択から、本年で70年目を迎えた。東洋哲学研究所では、これまで、仏教なかんずく法華経の教えを現代の人権構想に照らしながら、人権に関する見識を深め議論してきた。当研究所創立者の池田大作創価学会インタナショナル（ＳＧＩ）会長は、本年、「ＳＧＩの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」で世界人権宣言の意義について触れ、「誰も置き去りにしない」社会の構築に向けて、具体的な取り組みを示した。

そこで当研究所では、「21世紀を人権の世紀に」との創立者の思いに立ち返り、公共哲学・社会思想史の大家である、東京大学名誉教授で星槎大学の山脇直司副学長を迎え、世界人権宣言採択70周年の記念てい談を行った（２０１８年９月20日、於：東洋哲学研究所）。公共哲学という視点から人権をどう捉えることができるのか、人権をめぐって宗教者にはどのようなことが期待されるのか、そして平和創出に向けて何が求められているのか――法律家でもある桐ケ谷章所長と哲学・倫理学を専門とする石神豊主任研究員（兼、司会）とともに論じ合われた。

「世界人権宣言」採択七十周年の意義

石神　本年、世界人権宣言採択七十周年を迎えるにあたり、宣言に掲げられた人権の意義やそこに込められた思想的深さがますます注目されています。その一方で、核の問題や地球温暖化をめぐる環境問題、国家間・民族間紛争、移民・難民の問題など、権利を脅かされる名もなき人々の姿が私たちの眼前に飛び込んできます。とりわけ核の問題は、人類の生存に関わる、人権侵害の最たる問題だと考えられます。ローマクラブのエルンスト・U・フォン・ヴァイツゼッカー共同代表は、環境学の立場から「今日の地球的問題群の根底に、思想的・哲学的な危機がある」[1]と言われました。その意味で、思想的・哲学的な理想を掲げた世界人権宣言は、現代の諸問題のありかを映し出すいわば鏡のような存在だといえそうです。

東洋哲学研究所の創立者である池田大作創価学会インタナショナル（SGI）会長も、本年発表された「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ　民衆の大河」のなかで世界人権宣言を取り上げ、その意義について述べられました。[2]そこで本日は、山脇さん、桐ケ谷さんと世界人権宣言の意義を再度振り返りながら、現代の問題を映し出し、今私たちに何が求められ、何ができるのかを考えてみたいと思います。まず基本的な質問になりますが、七十年前に採択された世界人権宣言の意義はいったい何であったとお考えでしょうか。

桐ケ谷　私たちは、二度にわたる世界大戦をはじめ、これまでにない人権侵害の歴史を経験しました。国際連合（国連）が、このような人権侵害を二度と繰り返してはならないとの思いに立って設立された組織であることは、「基本的人権と人間の尊厳及び価値」などに関する信念を高らかに謳いあげた国連憲章前文を見ても明らかです。国連の目的は、何よりも「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」（第一条）にあります。また、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」（第五五条）のためにすべての加盟国が「共同及び個別の行動をとる」（第五六条）ことも確認しています。

No Image

（右から）桐ケ谷所長、山脇星槎大学副学長、石神主任研究員

そのようななかで、国連の主要機関の一つである経済社会理事会に国連人権委員会が設置され（一九四六年）、そのもとで世界人権宣言の草案が起草されました。そして一九四八年に、第三回の総会決議を経て、世界人権宣言が、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」（前文）として公布されたわけです。池田ＳＧＩ会長も、本年の記念提言のなかで、「人権の礎が〝同じ苦しみを味わわせない〟との誓いにある」と強調されましたが、世界人権宣言はまさにこの誓いから出発したのだと思います。

山脇　今桐ケ谷さんがおっしゃったように、戦争という悲惨な出来事を踏まえ、権利を侵害された者の視点から世界人権宣言が作られたのだといえます。「バージニア州権利章典」（一七七六年）や、その影響を受けたとされるフランス革命での「人および市民の権利宣言」（一七八九年）が白人男性の権利を前提としていたことは、今では自明の理になっています。それに対し世界人権宣言は、このような白人男性の権利だけではなく、全人類の権利が尊重されるように普遍的に推し

進める宣言として位置づけられました。注目したいのは、宣言が、第二次世界大戦の戦勝国で構成される国連の安全保障理事会ではなく、同じ国連の「経済社会理事会」から生まれたということです。この安全保障理事会の思惑から離れて世界人権宣言が採択されたという点に、大きな意味があると思います。

たとえば、経済社会理事会のもとにユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が第二次世界大戦後に創設されましたが、その憲章前文には「人の心」から平和を創出することが謳われています。すなわち「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因である」から相互に関心をもつべきである、と。私は、一九四五年に採択されたこのユネスコ憲章と同様に、世界人権宣言の起草と採択もまた、思想的にも革命的な出来事だったと思っています。

桐ケ谷　世界人権宣言には、三十条にわたって人権に関する理想的な条文が規定されています。たしかに、宣言自体には法的拘束力がありませんが、その後に批准された国際人権規約や各国で制定された憲法には、その精神が反映されているといわれています。規約の加盟国や各国では、当然これらの規約や憲法を頂点とする国内法を遵守することが求められるわけですが、正直申しまして、七十年を経た今でも宣言に規定された内容すべてが実現されているわけではない、未だに実現されていないものが多々あるのではないかと思います。

山脇　なかには、世界人権宣言が白人中心主義や欧米中心主義に支えられていると揶揄したり、人権帝国主義的だと宣言を拒否したりする人もいますね。またごく一部ですが、宣言に規定された文言が、キリスト教的な信念から出たものにすぎないとの声もあります。しかしながらその精神性は、文化の多様性を尊重しつつ、文化を横断した（transcultural）普遍的な（transversal な意味での）権利、人間として生まれながらにもっている権利を保障していくことにあると私は思います。

その権利は、自由権と社会権に分かれますが、何よりもまず生存権、あるいは人としての尊厳を保障する権利が重要になってきます。

今桐ケ谷さんが各国の憲法と国際人権規約についておっしゃいましたが、少しつけ足したいと思います。日本国憲法は、その前文や第九条にあるとおり「平和憲法」であると同時に、自由権（第一三条、第一八条～第二三条など）や平等権（第一四条、第二四条）や社会権（第二五条～第二九条）がしっかり規定されている点で「人権憲法」であるともいえます。しかしながら残念なことに、これまで、憲法に掲げられた人権について哲学的に掘り下げて論じられたり、教育の現場で教えたりすることはあまりなかったように思います。それどころか、「人権＝エゴ（利己主義的な意味での）」という勘違いや、人権派教師はエゴイストというレッテルを貼るような風潮も少なからずありました。人権とは基本的権利を指しますが、私は人権に関連するライツ（rights）は本来、エゴイスティックなイメージを連想させる「権利」ではなく、理性を連想させる「権理」と表すべきだと思っています。あの福沢諭吉も「権理通義」と訳していたようですし、劇作家の井上ひさしも「利」という漢字を用いることが大きな誤りだと指摘していました。

一方、一九六六年に採択された国際人権規約には、経済的・社会的な権利を対象とするA規約（最近では文化的権利も含まれます）と、市民的・政治的権利を対象とするB規約があり、国によってはどちらか一方の規約だけを批准するところもあります。しかし、今申し上げたとおり、日本国憲法には両方の権利が規定されており、どちらの権利を優先するかではなく、本来は両方の権利が優先されなければなりません。その前提のもとで、個別具体的な権利条約、たとえば女性や子どもの権利、そして障がい者の権利に関する条約の意味などを十分に考えていかなければならないと思います。

人権思想を考えるきっかけ

石神　人権を考える上で、お二人が生きてこられた時

代背景や当時流行した思想・哲学なども非常に参考になるかと思いますが、そもそもお二人は、何をきっかけにして人権について意識するようになったのでしょうか。桐ケ谷さんは法律の実務面に明るく、大学や法学会の運営、創価学会の運動にも携わってこられましたが、いかがでしょうか。

桐ケ谷　私が人権の問題に正面から向き合ったのは、弁護士になって間もなくの一九七三年から七四年の頃、ちょうど靖国神社国営化法案が採択されようとしていたときでした。ご承知のとおり、靖国神社は、戦前、国家神道の代表格であるとともに、軍国主義の象徴でもありました。この神社を国家が管理・護持するという法案が通れば、戦前の国家神道や軍国主義の復活も起こりかねない。国家が宗教を管理するようになれば、戦前のように、人権の根幹ともいうべき信教の自由が侵害され、ひいては社会全体の思想、学問、表現等の自由も厳しく制限されるのではないかという危機感が生まれていました。とりわけ創価学会には、国家神道体制のもとで、自らの宗教的信念を貫かれた牧口常三郎初代会長が殉教され、戸田城聖第二代会長が二年間の獄中生活を余儀なくされた、という歴史もあります。信教の自由の大切さを、身をもって感じてきたわけです。したがって、そのような事態は断じて避けなければならない。それは、創価学会だけの問題ではなく、日本ひいては世界の人権や平和に関わる重大な問題である。そういう思いで、創価学会青年部は「平和憲法擁護委員会」を立ち上げ、他の多くの宗教団体や市民団体と事実上の連携をとりながら、靖国神社の国営化に反対する運動を展開しました。結局この法案は一九七四年六月に廃案となったわけですが、このことが人権に向き合った大きなきっかけになっています。

石神　その後も人権に関わる活動を続けたのでしょうか。

桐ケ谷　はい。この平和憲法擁護委員会では、平和と人権を守るために、日常的な憲法学習をはじめ、沖縄、広島、長崎など各地の戦争体験を収録した「反戦出版活動」（一九八五年までに八十巻）や、核廃絶を求

める一千万人署名の国連への提出（一九七五年）、憲法第二五条の生存権を内実化するための「生活憲章」の作成など、幅広く携わってきました。

その後、弁護士として活動しながら、人権問題を考えるための「21世紀弁護士人権フォーラム」を一九九八年に立ち上げ、二〇〇四年に開設した創価大学法科大学院では、初代院長を務めさせていただき、人権教育の普及に取り組んできました。同法科大学院では、「人権論」を必須科目としてカリキュラムに組み込み、人権の現場で戦っておられる実務家や理論家の方々を招いた講義を用意するなど、将来法曹界を担う若い世代のための人権教育の環境整備とその実践を行ってきました。

石神　山脇先生は経済学から神学を経て哲学に進まれ、社会科学から人文学まで非常に幅広く学んでこられたとうかがっています。人権は特殊なテーマというより広く学問横断的なものではないかと思いますが、何がきっかけで人権を考えるようになったのでしょうか。

山脇　私にとって人権は、学問を横断するというよりも、むしろ学問以前のいわば社会生活の基盤です。桐ケ谷さんは信教の自由や思想・学問の自由などを軸に、創価学会で頑張ってこられたということですが、私の場合はきっかけが二つありました。第一に、幼い頃に目撃した不平等な社会環境です。私が育った青森県の八戸市には、当時、出稼ぎに出なければならない中学生がたくさんいました。また、りんごを売る時期になると、行商人がやってきて、安い値段で買っていく様子も見かけました。私は、そのような人々が暮らす片田舎の東北とエリートが暮らす都会との間に、周縁と中央という不平等な構造があることを知り、中央から周縁に向けられた偏見も絶えず気になりながら育ちました。私にとって人権は、このような格差や不平等の問題を正す社会権と結びつき、それが人権思想を考える原点になっています。

第二に、学生時代に吸収した神学、哲学によるものです。カトリックの家庭で育ち、経済学から神学へ進もうとしていた私は、戦後のフランスでペルソナ（人

格）主義を唱えたエマニエル・ムーニエといったいわゆる左派の立場をとる急進的なグループの存在を知りました。当時、信濃町にあった真生会館（岩下壮一神父が戦前に創設した学生寮を母体として戦後に作られた学生会館）に通いながら、学生運動にも関わっていました。ですから思想的には、マルクス主義的なものではなく、むしろ実存主義やカトリック左派の考えに影響を受けていました。そして、経済学を学ぶだけでは限界があると思い、本格的に神学や哲学を学ぶようになったわけです。

私は神学を教えてくれたチェコ出身の神父のもとで哲学を学んだのですが、彼は幼少期にヒトラーによる極右の全体主義を経験し、青年期にスターリンによる極左の全体主義を経験していました。神父はそのときのトラウマを私によく語ってくれ、私も、人権弾圧が左右の全体主義で行われるのだという認識をそこで深めることになりました。その後、ドイツのミュンヘン大学に学んだときにも、ボン基本法で「人間の尊厳の不可侵性」が謳われていることに感銘を受けた次第です。

石神　私が人権を意識したきっかけも、山脇先生のそれに近いように思います。そもそも、人権思想については大学に入って初めて学んだのですが、幼い頃「あの子は危ないから気をつけて遊びなさい」と大人に言われ、それを疑問に感じたり、障がいをもった人がひどい物言いをされるのを目撃したりと、今思えば、差別は私の周囲で起こっていました。

大学に入って、学生運動に没頭していた仲間に半ば引きずられるかたちで、私もさまざまな集会に参加しました。ただそこで、自分たちの考えが絶対に正しいと断定する雰囲気に、直感的に違和感を抱いたのを覚えています。そして、一九七二年にあさま山荘事件が起こり、「総括」という名の集団暴行殺人が明るみになりました。仲間の命さえも奪う事実に、さすがにそれは正当化され得ないとの思いを抱きました。このような暴力を目の当たりにし、それが生じる背景や理由について考えるにつれ、はじめは皮膚感覚的だった人権意識が自分のなかで少しずつ育っていきました。

今思えば、学業期に人権をしっかり学ぶことが非常に大切だと感じます。私も、自分自身の考え方を身につけたいと思い、次第に哲学に魅かれたわけですが、ステレオタイプの考え方からなかなか抜け出せなかったように思います。そうした自身の弱さにどこか不満を抱いてもいたのですが、ちょうどそのときに創価学会と出会いました。私は、創価学会が人間や生命について詳しく論じていることに魅力を覚え、仏教書を読みふけりました。そこから、今でいう人間学や生命哲学を学んだわけですが、それ以上に、世代を超えた創価学会の方々の、友好的ではつらつとした姿に触発されました。

当時は、問答無用だといわんばかりに「人権侵害」を振りかざしたり、それに恐れをなすような時代でもありましたね。そこで、本当の人権とは何かを考えたいと思い、東北大学大学院の細谷貞雄先生のもとで、初期ヘーゲルの草稿を研究しました。フランス革命について関心をもって調べるなかで、権利を求めて格闘する当時の人々の姿が「人および市民の権利宣言」に反映されているように思いました。そしてその流れで、世界人権宣言にも触れるようになったわけです。たしかに、日本国憲法の人権条項は世界人権宣言と響き合っていると思いますが、世界人権宣言の文言のほうが普遍的な意味合いをより強く感じられます。

山脇　日本国憲法は、日本国民（Japanese People）が対象となっています。そうしますと、サンフランシスコ条約で国籍を失った在日外国人は国民に含まれないのか、という議論が起こってきます。第一〇条でも「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とされています。しかし他方で、第九七条において「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」ことも謳われており、日本国憲法の土台にある理念は、世界人権宣言とつながっていると思います。ともあれ世界人権宣言は、特定の国民概念を越えたより普遍的な人権を想定した宣言であるといえます。

現代における人権問題

SDGsから人権を見る

石神　先ほど、世界人権宣言に規定された内容すべてが実現されているわけではなく、未だに実現されていないものが多々あるのではないか、とありました。桐ケ谷さんは、世界人権宣言の採択五十周年の際にも、『東洋学術研究』誌上（第三十七巻第二号、一九九八年）で「今日の人権保障の問題点と今後の課題」という座談会に出席されましたね。そのとき、ある参加者が「世界人権宣言は社会であまり関心がもたれていない」と口にされていましたが、二十年を経て、宣言に対する人々の意識は変わってきたと思われますか。

桐ケ谷　人々が「世界人権宣言」そのものを特別に意識している感じはあまりしません。ただ、日本弁護士連合会（日弁連）はじめ各単位弁護士会は、人権に関するさまざまな課題を提供していますし、また法務省も人権の今日的課題をいろいろなかたちで提示し、文部科学省も人権教育・啓発の活動などについて公表しています。とくに世界人権宣言を引き合いに出してそれらの活動を行っているわけではありませんが、世界人権宣言の理念は、じゅうぶんに反映されていると思われます。しかし、そこに盛られた理念がじゅうぶんに実現されているかというと、必ずしもそうだとはいえません。また、世界に目を向けると、この宣言に盛られた内容が実現されていない国や人々が多く存在することは否めません。

山脇　その代わりに、二〇一五年二月に「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）が国連開発計画から発表され、注目されるようになりました。これまで「地球的公共財」（Global Public Goods）と呼ばれていたものが、急に「持続可能な開発目標」（SDGs）という言葉に取って代わった感じです。そこには、「ジェンダー平等」や「平和」や「公正」の実現という目標から、たとえば水やトイレの確保などの人間が最低限度の生活を送るために必要な目標まで、十七項目にわたって設定されています。

企業のなかですら、利益と矛盾しない限りSDGs

No Image

に関連する事業を展開するような動きが世界各国に広まっています。現在は、このＳＤＧｓという観点から具体的な人権問題を捉え、人権について考え直すこともできるのではないでしょうか。たとえば、西谷啓治先生の弟子で、ユネスコで活躍されていた服部英二先生は、世界人権宣言に環境に関する記述がないので追記するべきだと主張されていますが、ＳＤＧｓの考えはその不備を乗り越えるようにも思えます。また、先ほどヴァイツゼッカー博士が環境学の立場から思想的・哲学的危機について指摘されたとありましたが、ＳＤＧｓは現代社会に必要な人権問題を広範に網羅しているといえます。ＳＤＧｓは世界各国の共通言語、共通テーマ、たたき台として利用することが可能であり、イデオロギーを超えた共通理念となり得ます。そもそも持続可能性の意味自体を議論する必要もあるのでしょうが、その内容を見ると、人権問題は体系化できないほど多岐にわたっているのがわかります。

石神　池田ＳＧＩ会長も本年の記念提言のなかで、ＳＤＧｓと関連させて、温暖化防止や女性のエンパワーメントの推進など、個別の人権問題に対する具体的な対策を提案されています。ＳＤＧｓの十七の目標を見ますと、現在の課題をたいへん詳細にあげていると思います。ＳＤＧｓは、ある意味で普遍的な世界人権宣言を現在の視点で補完する意味合いがあるのではないでしょうか。

山脇　はい。おっしゃるとおり十七の開発目標のなかに「ジェンダー平等の実現」などもありますから、私としてはこのＳＤＧｓから世界人権宣言を考え直すことも可能ではないかと思っています。二〇一五年二月

にＳＤＧｓが批准されると、日本でもＳＤＧｓのポスターがあちこちで貼られ、それを基にした授業が行われるようになりました。私が所属している星槎グループは、宮澤保夫という大変ユニークな方が立ち上げた宗教とは無関係のグループですが、そのグループに属する高校でも、生徒がアフリカ諸国の人々と交流したり、各国の現状について詳細に調べたりしています。ですから、そういうかたちで人権問題に触れることも大切なのではないかと思います。

障がい者の権利

石神　人権問題といいましても、昔から続いている問題と、新たなかたちで生まれた問題があるといえます。いずれにしても、問題の裏には、不都合なものを排除したがる権力をもった側の自己中心的な排他主義があると思うのですが、山脇さんがここで取り上げておきたい人権問題はありますか。

山脇　やはり、障がい者の権利ですね。共生という言葉を聞いて、私たちの頭にまず浮かぶのが障がい者との共生ではないでしょうか。いわゆるインクルーシブ教育とは、障がいがある者とない者がともに学び、それを通じて共生社会を築いていくような考え方です。つまり、かわいそうだから障がい者を助けるという上から目線ではなく、障がい者であるなしに関わらず当事者の声を反映させながら、自由権と社会権の両方を尊重していくような社会が、これからの日本で実現されなければなりません。共生社会の構築は、どこまでも人権の問題と関わってくるわけなのですが、日本では障がい者権利条約の批准が二〇一三年にようやく承認されました。

相模原の障がい者殺傷事件（二〇一六年七月）は、今申し上げたかたちで障がい者が生きていくと社会全体が苦痛になる、死んでくれた方が社会全体にとって良い、という優生思想が招いたものです。このような優生思想は、最大多数の最大幸福を原理としたジェレミ・ベンサムの功利主義的な考え方では批判できません。なぜなら、そうした功利主義では、マイノリティの権利や障がい者の権利はまったく保障されないから

です。また、ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）の権利についても、最大多数の最大幸福では、保障の論理が導き出せないと思います。

桐ケ谷　それはつまり、人の生命の価値も多数決で決めてしまうということへの批判でしょうか。

山脇　はい。これは、民主主義そのものの定義にも関わってきます。仮に多数決原理を民主主義とするならば、マイノリティの権利は保障されず、多数者の専制が日常化してしまうおそれが生じます。ソクラテスは裁判で多数決により死刑になりましたし、ヒトラーも総選挙の多数決によって首相になりました。独裁者が国民投票（plebiscite）によって自らの地位を固めてきたドイツでは、現在その方式が禁じられています。少数意見も尊重されて初めて民意が作られるのであり、そのような少数意見の尊重こそが民主主義だとする見解もあります。

話を少し戻しますが、私は、障がい者は障がい者の権利を有するとの人権思想が、マイノリティを排除するような優生思想に対抗して強調されるべきだと思います。障がい者はたまたま障がい者として生まれたにすぎないのであり、生まれてきた人はみな同等の権利をもっており、それに応じた合理的配慮（reasonable accommodation）が求められるのです。必要なのは、障がい者を障がい者として区分し、障がいのない人と一緒に教育するような統合教育ではなく、やはりインクルーシブ教育です。若手の心理学者であり、私の同僚でもある西永堅もこの点を強調していますが、私もこれに強く共鳴しています。これは、ユネスコが掲げる万人のための教育（Education for All）という持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の理念にも連なります。共生思想と優生思想、人権思想と優生思想、人権思想と最大多数最大幸福を最高規範（正義）とみなす功利主義は、究極的に相入れないのです。

人権問題の本質

桐ケ谷　私は、こういった優生思想や功利主義が幅を利かせていく社会の根底に、一人ひとりが他者を大事

に思えない、あるいは一人ひとりのなかに他者が存在しないという、つながりの欠如があるように思えます。宣言や制度というより先に、一人ひとりが他の人を大切にしようとする、そこから派生して環境も大切にしようとする――そのようなつながりに支えられた社会が望まれるのではないかと考えます。究極的には、そのような社会づくりのきっかけになるのが宣言であり、制度であると思うのです。

山脇　今おっしゃったことで考えると、人権文化を構築していくことが重要だと思います。文化というものは日常生活に根を下ろし、当たり前のこととして溶け込んでいます。もし人権文化が根を下ろしているのなら、ヘイトスピーチなど起こるはずがありません。ヘイトスピーチやインターネットによる中傷が起こるのは、人権文化が実生活に根づいていない証拠であり、非常に残念です。人権文化を根づかせるには、他者への尊重を教えていかなければならないと思います。人権はエゴイスティックな自己の生存権のみを指すのではなく、他者の尊重を含みます。哲学的にいえば、人権は実体概念であると同時に「関係概念」なのです。実際に、哲学の分野で人権が本格的に議論されるようになったのは、ここ十五、六年くらいだと思います。ジョン・ロールズやマイケル・サンデルを持ち出すまでもなく、一九七〇年代以降にアメリカの正義論は盛んに議論されましたが、人権の哲学はあまり議論されず、最近になって人権の存在論的根拠などについてようやく論じられるようになったように思います。

桐ケ谷　池田ＳＧＩ会長も記念提言のなかで、消極的な寛容ではなく、一人ひとりの意識変革を通して、「誰もが尊厳をもって生きられる社会」をともに創り上げようとする人権文化の取り組みが、国連でも進められようとしている、と提示しています。とくに、リーダーを含めた人権教育、あるいは人権感覚の啓発を行っていかねばならないですね。ここ最近の社会状況を見ても、他者に対する思いやりをもったリーダーを見かけることが少なくなりました。

石神　他者への配慮の欠如については、社会の構造的な問題も関係しています。新商品が次から次へと開発

され消費される大量消費社会では、消費者は商品の良さを吟味したり、その背景にあるはずの多くの人々について考えたりすることなく、否応なくコマーシャリズムに巻き込まれます。無駄な購買そして大量廃棄となるのですが、これをもって経済発展ということでは悲しいですね。意識面でも、見せられたものを見るだけの即物的な感覚やイマジネーションの不足などが指摘されます。モノやデータ量が支配するような人間関係などは危機の徴候だといえます。

こうしたモノが支配するような世界を脱するためには、たとえばエルンスト・F・シューマッハーがその著書『スモール イズ ビューティフル』（講談社、一九八六年）でいうような、「自分の身の丈にあった生活」に向けた意識変革が必要ではないでしょうか。そして今おっしゃったように、人のことを大切に考えらえるようになることが人権文化の基礎となるのではないかと思います。

山脇　若い世代は私たちの世代と違い、スマートフォン（スマホ）を使って日常生活を送るのが当たり前になっています。あらゆる情報をすぐに入手できるという点でスマホはたしかに便利ですが、一方で深く考えることができなくなっていると私は思います。スマホだけだと、すべて反射的に応答することになり、「主体的で対話的な深い学び」の機会をもつことはあまり期待できません。自分にとって心地よい状況つまり「フィルターバブル」のなかに身を置くことになるため、相手の意見や見解を掘り下げる力が身につかないのです。

石神　自分自身が深く考えなければならないといわれるのは、それが他者に対する振る舞い方とも連動しているからですね。論語のなかに「己を克（せ）めて礼に復（かえ）るを仁と為す」とありますが、自分自身をしっかり見つめることが人への思いやりにつながる、と私なりに理解しています。他者理解の問題という大上段の構えには、「自分はそのままにして他者の受け入れを考える」という少々傲慢な設定が見られます。しかし本来は、自己と他者はもともと関係を結んでいる存在なのではないでしょうか。

たとえば、それまでは人は助け合うことが当然だなどと思ってもいなかったが、災害に遭遇して初めてそのことに気づいたという方もいます。考えてみれば、たしかにそうした助け合いは常に生活のなかにあったのではないかと思います。他者を何かまったく別の存在として扱おうとする、あるいは理論的な自他問題として論じようとするからわからなくなるのです。助け合いは、個人の尊重と調和するものだと思っています。

桐ケ谷　仏教では修行のあり方として「自行化他」ということが説かれます。自分が修行すると同時に他の人も化導していく、すなわち自分が幸福になると同時に他人をも幸せにしていくこと、つまり「利他」の実践が修行の根幹となります。これは、他の人も自分と同じように仏性をもっているという考えに基づいていますが、このような、互いが互いを尊重し、互いの幸せを実現しようとする考えは、他者問題を考えるヒントになるのではないでしょうか。

山脇　自他がもともと関係し合うという考えこそ、東洋思想の強みではないでしょうか。カント的な考えでは、他者を目的として捉え、自他をそれぞれ主体、客体という独立した存在として見ます。他方、縁起思想のなかでは、自他を関係性のなかで捉えますね。ですから、そのような関係性を保ちながら、自己と他者の独自性をどのように理解し合うのか、ということが重要なのではないでしょうか。

石神　関係性については、倫理学などで和辻哲郎がよく引かれます。倫理学の「倫」という字には人間関係という意味があるのですが、和辻はとくに人間の「間」を重要視して、人間そのものを間柄的存在とみなしました。

山脇　ですが、和辻のなかでは、まず国家が倫理的組織の一番上に据え置かれていますし、彼の倫理学では個の自立性がどうしても弱くなってしまうように思います。たとえば、和辻は自由民権運動を功利主義と見ていましたが、私はこれが大きな間違いだったと思います。たしかに、和辻の考えは日本人にとって、保守的な立場から見てわかりやすく、道徳観として非常に受け入れやすいところがあります。気になるのは、人

権がそのなかでどのように位置づけられるのかという点です。

石神　彼の発想を高く評価する人も多いのですが、あまりにも演繹的で実証性を欠くと批判する人もいます。おっしゃるとおり、そこには個よりも共同性が優先する思想があるかもしれません。日本語では、「人」と同じ意味で「人間」という言葉を使っていますが、韓国や中国の方に聞きますと、「人間」という言葉自体が使われず、そもそも「間」が入る意味がよくわからないと言います。辞典などを見ますと、「人間」という言葉は、本来「人の住むところ」という意味の仏教用語が日本では一般的な用語としても用いられるようになったということです。ですから、「人間」には広義の「社会」、「国土」という意義が含まれているといってよさそうです。

桐ケ谷　先ほど申し上げた「自行化他」というのは、「自」も「他」も「個」として確立された存在であることを前提とした上での自分と他人との関わりをいいます。

No Image

また仏教には「依正不二」という原理があります。「正報」とは生を営む衆生すなわち個々の人、「依報」とは衆生が生を営むための依りどころとなる環境・国土などをいいます。さらにいうならば、他人も依報ということになりましょう。この二つは別でありながら、実は分かちがたく関連しているとされています。衆生の生命の反映が私たちを取り巻く環境や国土の状況を決定していく、また、環境や国土の状況により衆生の生命状態も形成されていくという、極めてダイナミックな考え方です。池田ＳＧＩ会長が小説『人間革

命』の主題とした「一人の人間における偉大な人間革命は、やがて一国の宿命の転換をも成し遂げ、さらに全人類の宿命の転換をも可能にする」という理念も、この原理の展開かと拝察しています。自分と他人との関係だけでなく、自分と自然環境・国土との関係まで視野に入れて論じる。環境問題などを含むこれからの人権問題やひいては平和問題を考える上で、極めて示唆に富む考え方かと思います。

人権を基礎づけるもの

自然権と自然法

石神　ここでは、人権という概念そのものに今一度フォーカスしてみたいと思います。人権思想を歴史的に追いながら、また人権の本質に迫りながら、人権を基礎づけるものは何かを考えていきましょう。

桐ケ谷　繰り返しになりますが、日本国憲法には人権につき、「侵すことのできない永久の権利」（第一一条）、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第九七条）と、歴史的・哲学的観点を踏まえ規定しております。この「人類の多年にわたる自由獲得の成果」は、おそらくマグナカルタ（一二一五年）あたりからの人権獲得の歴史に連なるのではないかと思います。

アメリカ諸州の独立やフランス革命などの近代市民革命が起こった十八世紀には、啓蒙思想とあいまって、個人が人間らしい生活を送るために、国家権力の横暴や桎梏から解放される必要があるとの考えが生まれます。そして、国家権力を制限し、その横暴から解き放たれることを主眼に置いた、いわゆる「自由権」が人権として獲得されます。それは、しばしば「国家からの自由」と呼ばれています。

その後、十九世紀後半から二十世紀にかけて、資本主義経済の発展により社会的不平等が生ずる一方で、社会主義思想などが台頭していきます。形式的に自由や平等が保障されたところで、本当の人間らしい生活は営めず、人間の尊厳を守ることはできません。経済的に貧しく力のない社会的弱者の人権を守るためには、国家がそのような人々に対して何らかの積極的施策を行う必要があります。そういう施策を国家に要求

する権利があるとの考えに基づき、「生存権」や「社会権」といわれる権利が確立しました。こちらは、「国家への自由」などと呼ばれることもあります。

さらに二十世紀後半になると、第二次世界大戦後の非植民地化の流れを契機に、発展途上国を中心に、発展への権利、環境への権利、平和への権利などを内容とした新しい人権が主張されるようになりました。ユネスコ人権・平和部部長のカレル・ヴァサク氏（当時）が提唱した、いわゆる「第三世代の人権」といわれるものです。これとの対比でヴァサク氏は、自由権などを「第一世代の人権」、生存権・社会権などを「第二世代の人権」としています。

石神　さまざまな時代を経てさまざまな内容の人権が唱えられてきましたが、それらの人権の共通点は何でしょうか。

桐ケ谷　すべてに共通するのは、人間一人ひとりがかけがえのない存在であるという、個人の尊厳の理念です。ここには、人権は国家によって与えられるのではなく、国家以前に個々の人間が人間であるということのゆえに、生来所与のものとして有しているとの天賦人権思想が根底にあります。「天賦」の根拠については、人権は神から授けられたとか、人間は自然状態のなかで人権をもっていたなど、さまざまあります。一方日本には、啓蒙思想や自然法に由来する考え方に基づいた天賦人権思想が西洋の考え方であり、日本の伝統に合わないと批判する人もいます。そこに見られるのは、人間より先に国家があり、国家が人間に恵みとして人権を与えるという発想です。大日本帝国憲法（明治憲法）やそれ以前の発想に近いものを感じるのですが、やはり人権は個々の人間が生来的にもっていると考えたほうがよいのではないかと思います。

石神　個人という考え方は非常に大切で、それはもはやそれ以上に分けることができない最終的なものという意義をもっています。人間は個人である――ヘーゲルなどによれば、この考えはプロテスタンティズムによって確立しました。これについては、とくにキリスト教に限定する必要はないと思いますが、人権を考えるときに、「個人」という概念は決定的に重要になっ

てきます。日本では、明治期に西欧の概念が大量に入ってきましたが、この「個人」(individual) という概念は人々の間でもなかなか理解されなかったようです。文学の世界では、夏目漱石が「私の個人主義」と題した講演（一九一四年）で、個人や個人主義の概念を自分のものにし得たときの感激を語っています。

ところで、日本国憲法の第一九条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と謳っています。「良心」は、「個人」と同じくたいへん基礎的な概念です。「良心の自由」は一般には自由権とされますが、それがどういう内容をもつのか、そしてその法源は何かを考えてみます。西欧では歴史的に信教の自由とほぼ等置されることが多いようですが、日本では信教の自由は特別にとり出して規定する必要があったようです。

そこで、ホッブズまでさかのぼってみます。彼のいう「自然権」は自然状態のことであり、天賦のものとも神が与えたものともいわれます。その一方で、理性の法としての「自然法」を唱えました。イタリアの法学者アレクサンダー・ダントレーブによれば、中世までは、法と権利は分離していませんでした。ダントレーブは、客観と主観という意義をもつ法と権利は、相反的でなくむしろ相関的であり、ホッブズからこの両者が分離したと述べています。

ヘーゲルは、主観的であり恣意的なものである近代の権利に、客観的な要素を持ち込んで統合しようとしました。若い頃に自然法について研究していた彼は、広義の自然法の範型を古代ギリシャのポリス的共同性に見ました。ちなみにアリストテレスに「人間はポリス的動物である」という言葉があります。もっともこの言葉は、ポリスをどう捉えるかで、多様に解釈されると思いますが。

ヘーゲルは「良心」という概念に近代の主客分離を統一する役割をもたせようとしました。良心すなわち conscience には「ともに知る」という意味があります。良心においては、個と普が一つになっているともいえます。この言葉は、ルソーやカントの啓蒙思想にもつながってきます。ヘーゲルをどう評価するかは別にし

て、私としては良心の自由という人権について考える際の一つの導きとなっています。

山脇　アリストテレスのなかでは、成年男子だけが想定され、女性や子どもが排除されていました。また、プラトンの考えは優生思想的な要素が多分に含まれています。それに対してヘーゲルは、人権思想は古代ギリシャにはなく、キリスト教とくにプロテスタンティズムによってもたらされたといいます。そして、立憲国家こそが、社会権などの人権を基礎づけるのだと彼は考えていたと思います。ですから私は、彼を福祉国家論の先駆者だとさえみなしています。ただしヘーゲルもまた、女性や子どもの権利を想定せず、ある意味で他の文化を見下していました。その点で私は、ヘーゲルに対しアンビバレントな評価をしています。

ここで、自然法と自然権について少し補足させていただきますが、ホッブズの場合、自然権と自然法は異なった概念とみなされていました。自然権が何でも自由にできる権利であるのに対し、自然法は理性の戒律です。ホッブズによれば、自然法によって自然権は制約されるが、人間は基本的に性悪的なので、その制約を守ることができない。そのためそれを犯した者が罰せられるというかたちで、生存権を保障する国家（リヴァイアサン）を人々の相互契約によって打ち立てて、それに従わなければならない。その場合、表現の自由をはじめとする自由は当然制限され、国家に背く人は罰せられることになります。したがって、ホッブズのなかで保障される人権は、生存権や徴兵の拒否権、自白の拒否権などに限られますが、「お国のために死ぬ」という戦前の日本で美化されたような考えは彼には無縁でした。

ロックの場合も、自然権と自然法の区別はされていましたが、微妙な区別になってきます。具体的には、自由、生命、財産から成る所有権（property）が自然権として想定されたわけですが、ロック自身が清教徒だったため、とくに労働によって得られた財産（権）が神聖とみなされました。彼にとっての敵は封建貴族であり、働かずに親の遺産で生きている人たちでした。

しかし、土地の所有をめぐって衝突した場合の調停

のために裁判と法律を作り、人々の相互契約に基づく政治社会が創設される必要があります。そのときロックが念頭に置いていたのが、独立以前のアメリカで、実際に彼の思想・理論は、先の「バージニア州権利章典」やフランスの人権宣言にも影響を与えました。一方でロックは、この世界の資源が無限であることを前提にした上で（ロックの但し書き）、所有権は神聖なものであるから、これを犯してはならないという思想を打ち出しました。しかし、そこには所得の再分配という考えはありません。また、先住民の権利という視点も欠落しています。

他方、カトリック教会のなかでは、福祉国家が最低限の生活の保障をするとの考えを基にした社会権が自由権に先行したかたちで、人権思想が発展しました。そして、第二バチカン公会議以降、他宗教との対話の重要性が叫ばれ、自由権も強調されるようになったように思います。カトリック教会の場合は、社会権から自由権という人権思想の流れがあったのは明らかですから、ロックと対照的です。

宗教的な基礎づけ

桐ケ谷　今山脇さんがおっしゃった「人間は自由であり、理性に従う」ことについては、世界人権宣言の第一条でも触れられていますが、これを自然法的な意味での天賦人権論を拠りどころにしたものと見ることもできます。ここで、もう一つの拠りどころともいえる、神に授けられたという文脈から人権を捉えた、ブラジル文学アカデミー総裁（当時）のA・アタイデ氏について少し紹介したいと思います。アタイデ氏は、経済社会委員会の第三委員会で世界人権宣言の草案の審議に携わった方です。池田SGI会長とも対談したことがあり、『二十一世紀の人権を語る』（潮出版社、一九九五年）を池田SGI会長とともに編んでいます。

草案の第一条はこのように規定されていました。

> すべての人間は、自由であり、かつ、尊厳と権利において平等にうまれている。人間は、生まれながらにして良心と理性が授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

アタイデ氏は、「生まれながらにして良心と理性が授けられており」という文言があまりに抽象的すぎるというので、「人間は、神の似姿に擬して創られ、良心と理性を授けられたものであるから、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とすべきだと提案しました。しかし、「神の似姿に擬して」とはいかにもキリスト教的で、宗教的な発想であるとされ、ほかの宗教からもさまざまな基礎づけがあったり、宗教をもっていない人たちから批判されたりしました。結局この提案は採用されませんでしたが、この問題提起と議論により、人権は一個人を越えた人類普遍のものであるということが確認できたとして、アタイデ氏はこの提案を撤回したといわれています。

最終案は次のようになりました。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等にうまれている。人間は、良心と理性が授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

後にアタイデ氏は、人権がたんに特定の個人が誕生したときからあるのではなく、人間が人間であるがゆえに生来もっているものだという裏づけをすることが目的だったと述懐しています。そして、人権とは「普遍的なるもの」に起源をもっているという提案の意図が完全に達成されたことを確信したので修正案を撤回した、と述べられております（同書）。まさに、画竜に点睛を入れたものといえましょう。これこそが、先ほど申し上げた、国家以前に人権があるという天賦人権論の考え方であるといえます。

石神　人権の基礎づけについては、大乗仏教における仏性論や十界論も有効だと思います。仏性論とは、人間（衆生）はすべて仏になる性分を内在しているという理論です。かつては、人間はもともと悟っているのだから、難しい修行や戒律は必要ないという考えもあったそうです。鎌倉仏教は、このような本覚思想から出てきたともいわれていますが、私は、日蓮の思想は自己を常に高めていく思想だと思いますし、自己変革が環境変革につながっていくという点で、革命的な思

想だと考えています。

その点で、十界論（人間は十種類の生命状態をもっているとする考え）はそうした変革を基礎づける理論だと思います。十界のうち最高の状態を仏界と呼びますが、仏になることは人間が本来具えている仏性が顕現することだと考えることができます。そして、一つの善き生命状態が他の九界を生かすことになるともいいます。どの世界を欠いても人間らしくなくなってしまうため、人間らしい人間になるために十界があるとの十界互具論を説いています。また、仏はある意味で人間を越え、目指されるべきものであるという意味で超越的存在でもあります。そこで人間のなかに目指そうとする向上心が出てくる。内在論だけでない、かといって超越論でもない——生命をダイナミックに捉えているのが仏教ではないかと思っています。これは、構造的にはアリストテレス自然学のデュナミス（潜勢態）とエネルゲイア（現実態）の考えとも関連しそうですが、仏性論、十界論は、仏教の生命論、人間論を中心とした人権基礎論として理解することができそうです。

No Image

公共哲学と人権

自由権と社会権

石神　山脇さんは、自由権と社会権の両立が重要だとおっしゃっていましたが、両権利の歴史をもう少し詳しく教えていただけますか。

山脇　少し長くなりますが、自由権と社会権の歴史について、とくにヨーロッパに限って申し上げますと、イギリスとドイツが例としてわかりやすいと思いま

す。十九世紀後半のドイツでは、ビスマルクが、国民全体が保険に加入し、身分に関わらず疾病を免れることができるような生存権が保障される政策を打ち出しました。その一方で、彼は、社会主義鎮圧法に見られるように、自由権を抑圧するという権威主義も採りました。そして一九一九年のワイマール憲法の成立によって、ようやく民主主義的な要素が加わっていきます。そしてそれを壊したのがナチ政権でしたが、戦後（旧西）ドイツでは「社会国家」という名で福祉国家が語られ、社会権重視の思想が引き継がれています。

イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズが述べているとおり、社会権を優先するドイツの福祉国家のあり方は、スウェーデンやイギリスへ輸入されたという見方は当たっていると私は思います。

他方、十九世紀のイギリスでは、一部の有産階級を対象にする自由権が優先される一方で、貧富の差が大きく、下層階級は差別の対象とされてきました。そのようななか、労働党が誕生し、下層階級の人々に対し、富裕者が恵みを与えるような救済（救民）法ではなく、経済的平等や生存権を保障する社会権が強調されるようになり、第二次大戦下で有名なベヴァリッジ報告（一九四二年）が出され、戦後は「ゆりかごから墓場まで」という標語で知られる福祉国家となりました。しかし、そうした福祉国家を壊すような新自由主義的政策を採ったのが、一九八〇年代のサッチャー政権だったわけです。

私は、自由権と社会権の緊張関係を超える考え方が重要だと考えています。たとえば、経済学者のアマルティア・センは、その両方の権利を超えるような、あるいは両方の権利を統合するような福祉思想を唱えました。センによれば、人はみな生まれながらにして自己実現を行う自由権をもつが、強い身体をもって生まれてくる人もいれば、病気がちの身体で生まれてくる人もおり、事故などで障がい者になった方もいます。つまり、人は自由でありながら不平等だというのです。だからこそ、不平等を克服するためにハンディをもっている人々の権利を保障すること――センにとっての正義――が必要だと主張します。たとえば、貧困

によって教育を受けることができないとなれば、自己実現の機会は奪われてしまうので、社会権を保障する公共政策によってそのハンディを克服しなければならない、と彼は考えるわけです。日本国憲法では、第二六条に教育を受ける権利が掲げられていますが、自由権と社会権がうまい具合に組み込まれています。

桐ケ谷　今まで私は、国家が弱者を救済する文脈で社会権が生まれた、と理解していました。つまり、自由権の思想があっても、それだけでは形式的な自由や平等しか謳われていないので、本当の意味で実質的に平等化していく必要がある。そこで、持たざる者や弱者のために、国家が底上げしなければいけない。そうでなければ、彼らの人権が本当の意味で守れない――そのような背景から社会権が発生してきたと理解していましたが、必ずしもそう単純なものではないということですね。

山脇　社会権については、カトリック教会教説に大きな影響を与えたトマス・アクィナスの共通善の思想が、社会権思想の先駆といってよいように思います。

桐ケ谷　社会権優先というと社会主義とか共産主義、要するに全体のためなら個人も若干犠牲になってもよいのだという思想が支えになっている気がします。ですが、個人を大事にする思想があるなら、社会権を大事にすると同時に自由権も尊重していかなければならない、ということになるのだろうと思います。教会が社会権優先であったというのは、私としては少し新鮮に聞こえました。

山脇　当然、カトリック信者には、ローマ教皇や教会の悪口は言ってはならないという、表現の自由の縛りがあったと思います。その意味で、自由権思想は、社会権の後に主張されるようになったと思います。

　それとは別な話ですが、現在の国際社会に目をやると、ホッブズのいうような、生存権を保障してくれるリヴァイアサンを求めている人たちも相当います。生存権すら危ぶまれ、それを守ってくれる者が誰もいない。そういうところでは、表現の自由などは贅沢品であって、とにかく家族を殺さずに生かしてくれさえすればよいと望む人が多数いると思います。ですから、

ホッブズ的なものは過去のものだと簡単にはいい切れません。

桐ケ谷　人権の流れとしては、先ほど申し上げたとおり、第一世代の人権（自由権）があって、第二世代の人権（生存権・社会権）が追加され、その後に第三世代の人権が提示されてきたという歴史的推移があったのかと思います。それぞれの局面においては社会権を優先せざるを得ず、逆に自由権が若干制限されるような場合もあったかもしれません。しかし、人権の大きな流れとしては、第一世代の人権、第二世代の人権、第三世代の人権となるのではないでしょうか。

山脇　いわゆる社会主義国家の誕生以前には、最低限の生存の保障をするというような共通善の思想がありました。そこには、自由権の主張はあまり見られず、むしろ社会権から自由権へという、今おっしゃったのとは逆の流れも見られたと思います。これは先に挙げたギデンズが、トマス・マーシャルが論じたような「自由権から社会権へ」という図式は、特殊イギリス的な見方だと指摘していることからも明らかです。

石神　山脇さんは、ご著書のなかで「ネガティブな福祉論からポジティブな福祉論へ」とおっしゃっています。福祉といっても、単なる医療制度の充実化ではなく、健康と良き生活の促進といった積極的な価値を目指すべきだという主張だと思います。ただし、たとえばケアのようなネガティブな面も必要であり、結局は両面の統合が必要だとされています。

山脇　「ネガティブな福祉」から「ポジティブな福祉」へという考えは、イギリスのブレア政権のブレーンを務めたギデンズの発想です。彼は、ベヴァリッジ報告が前提にしていた「窮乏、疾病、ホームレス、失業などの排除」を消極的な（ネガティブな）福祉と呼び、「自律、健康、教育、良き暮らし、進取の創造」などを積極的な（ポジティブな）福祉と名づけました（ギデンズ『第三の道』佐和隆光訳、日本経済新聞社、一九九九年）。これはまさに、社会権の強調から自己実現する自由権の強調という福祉観の変遷ともいえるでしょう。これについて日本国憲法では、第二五条に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として定められてお

り、消極的な福祉も積極的な福祉もそこに含まれると思いますが、今後はその両立がますます必要になってくると思います。

「活私開公」と公共の福祉の問題

石神　山脇さんの公共哲学に関する著書には「活私開公」という表現がしばしば出てきますが、この理念は人権とどのように関わってくるのでしょうか。

山脇　「活私開公」は、一人ひとりを活かしながら、公共世界を開かせていくという意味で、「滅私奉公」（国や組織のための自己犠牲）や「滅公奉私」（自分と身内の利益だけの追求）の理念とも違います。それに加えて、東日本大震災後の二〇一一年十二月に出た『公共哲学からの応答』（筑摩書房）では、「滅私開公」（ボランティアや政府・公務員、医者などによる我欲を捨てた献身）という概念も導入しました。それはまた「無私開公」とも表現されますが、それは、あるところにおいては、人々のために尽くすことが義務として要求されるという考えです。この概念が「滅私奉公」と違うのは、それが人々の「活私開公」のための活動であるという点です。ですから、「活私開公」は目指すべき目標であり、「滅私開公」はそのためのサポートとしてお考えください。緊急事態の際には、プライバシーも関係なく現場にいなければならない職務の方々もおります。義務として救助が求められる方々については、そうした理念が必要になってきます。

石神　これは要求されるのでしょうか。それとも、自覚してそうなるのでしょうか。

山脇　両方でしょうね。自覚すると無私というかたちとして現れるのかもしれません。「滅私開公」と同様に淡々と務めを果たす場合は「無私」となり、それが自身の喜びになれば「活私」へと変わっていきます。私の恩師であるローベルト・シュペーマンの著書『幸福と仁愛』（東京大学出版会、二〇一五年）は、人に尽くすことが自分にとっての喜びになることをテーマとしています。ただ、現場で動く医師や政治家などが、自身の務めを「活私開公」に変えていくのはなかなか難しい課題だと思っています。

ところで、これまでの護憲派に対し少し抵抗があった私は、常々「活憲」の必要性を主張してきました。「受け身のかたちで憲法を護る」ことよりも、たとえば平和や人権のために「憲法が活かされているのかどうか」を問うことが重要だと思うからです。具体的には、「個人の権利尊重」と「社会福祉」の両立、自由権と社会権の両立のための活憲です。たとえば、国内に戦争が起こっていなくても、家庭内暴力や児童虐待が頻発し、パワハラがまん延し、ヘイトスピーチが横行する社会は、決して平和な状態とはいえません。そうした社会を変えるための人権問題とリンクした活憲思想、「活私開公」の理念が重要になってきます。かつては憲法を生活に活かそうと訴える憲法学者がいましたが、現在はそこまで踏み込みが行われていないように見受けられます。私にとって「活私開公」とは、単なる思いつきではなく、憲法の問題（とりわけ人権に関する箇所）につながる大切な理念となっています。

桐ケ谷　「活憲」という言葉は素晴らしいですね。たしかに、人権尊重というと、消極的に人権を侵害されないようにするほうに焦点が向かいがちです。しかし、自分を活かすこと、すなわち自己実現こそが、人権の本質であると思います。人権の尊重には、自分が尊重され、他者も自分と同様に尊重されるべきだとの意味合いが含まれています。その点では、互いが侵害し合わないようにするという消極的側面だけではなく、互いが活き活きとしていける社会を目指さねばならないという積極的側面にも、いなその側面にこそ意味がある、と思います。まさに活憲と「活私開公」、いいですね。これは、先ほど申し上げた「自行化他」にも通じるのではないかと思います。自分が幸福になると同時に他人をも幸福にしていくという営みは、まさに自己と他者とをともに活かしていく考え方であり、「活私開他」といえます。そしてそれが「活私開公」につながります。

山脇　私は最近、「共苦」（compassion）と「共福」（co-happiness）という言葉をよく使っています。中村元によれば、「慈悲」の「慈」はどちらかというと上から目線の救済であり、「悲」は横の連帯というニュア

ンスをもつようです。この横の連帯は、ともに苦しむことに重なります。西洋思想では、アルトゥル・ショーペンハウアーも『意志と表象としての世界』の最後に、共苦に基づく連帯について語っています。

石神　その点たいへん仏教的ですし、さらには総合的な立場ではないかと思います。慈悲は「抜苦与楽」だといいます。「慈」が楽しみを与える行為で、「悲」が苦を抜く行為ですから、たいへん総合的です。

桐ケ谷　仏教の視点で見てみますと、自己が他者に向かうことを前提とした「活私開公」が、仏典に登場する不軽菩薩の振る舞いとも重なって見えてきます。池田SGI会長の記念提言でも触れられておりましたが、不軽菩薩は、いかに悪口を言われ、石を投げられ、杖でたたかれても、相手に対して何の反論もせずただ合掌します。というのも、自分と同じように相手にも仏性があり、そこに仏の姿を見るからだといわれています。自分を活かしながら、しかも他人も尊重する。そして互いの幸せを志向していくその姿勢は、「活私開公」そのものではないかと思います。

山脇　宗教哲学の話になりますと、「滅私」から「活私」への変容は、イエス・キリストの十字架の死と復活そのものに現れてきます。パウロはそのような意味での、キリストの復活について書簡で述べています。

桐ケ谷　イエスのメッセージは山脇さんのいう「無私開公」なのでしょうか。それとも「活私開公」なのでしょうか。

山脇　それらはダイナミックに結びついています。「自分の命を得ようとする者は、それを失い、わたしのために命を失う者は、かえってそれを得る」と福音書でも述べられていますから。最終的には「活私開公」にいたるのですが、そこへいたる道としての「滅私」や「無私」の契機も重要と私は考えています。

桐ケ谷　先ほどおっしゃっていた、無私でいながら自分が喜びを感じていれば「活私開公」になるということと重なりますね。

山脇　そうですね。カトリックでは、人間が神の恵みの力で自己実現し幸福にいたることをプロテスタント

以上に重視します。これは、アリストテレス的ないしトマス的な考えです。

桐ケ谷　公共哲学では、個人と公共の福祉の問題が大きく取り上げられます。日本国憲法の第一三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあります。ここでいう「個人の尊重」は、「個人の尊厳」とほぼ同義であるといわれています。また第二四条二項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と、「個人の尊厳」を謳っています。「個人の尊重」や「個人の尊厳」は、非常に大事なフレーズです。ここから、戦前の家族制度から脱却した「個人」の重要性を憲法が宣言したと見ることができます。

そして、「公共の福祉」の概念が今自民党などで問題にされていますね。「公共の福祉」は解釈があいまいだという理由で、「公益」や「公の秩序」という制約原理を主張する人々が出てきています。

山脇　これは非常に大きな問題ですね。「公共の福祉」を「公の秩序」とする考えは、かつての治安維持法のような思想につながりかねませんし、刑法概念と憲法概念を混同していると思います。

桐ケ谷　「公の秩序」は国家や社会が優先される考え方であり、かつての明治憲法で定められた「公共ノ安全」とか「安寧秩序」に似た性格をもっています。これらに背いていないかどうかの決定は、国家に委ねられるのです。日本国憲法の「公共の福祉」が、「公共ノ安全」や「安寧秩序」と同じだと考える人もいないことはないですね。戦前回帰を志向しているのではないかとの危惧を強く抱きます。

山脇　そのためか、戦後民主主義思想を代表する論客であった丸山眞男や鶴見俊輔は、この「公共の福祉」という言葉が嫌いでした。逆に、日本国憲法はいわゆるブルジョア憲法でありながら、私有財産を制限する社会主義思想も含まれているという左翼側の論理もあ

りました。それは、財産権について定めた第二九条に立脚して、正当な補償のもとに私有財産を公共の福祉のために国有化するという論理でした。

桐ケ谷　それについては、第一三条の「公共の福祉」は適用されないが、第二九条の「公共の福祉」については解釈を広げていいという考えもありますね。

山脇　現在でも、消極的なかたちで公共の福祉を自由権の調整原理と考える憲法学者もいれば、公共の福祉は市民の連帯を基に創り上げていくべき概念として考えた松下圭一のような行政学者もいるわけです（松下圭一『市民自治の憲法理論』岩波新書、一九七五年）。

石神　国連でも日本国憲法の「公共の福祉」という概念をめぐって、自由権を阻害するのではないかという議論があるということですが、今のお話を聞いて、国内においてもっと議論しなければならない問題の一つだということがよくわかりました。

　公共哲学でいわれる公共や公共性の概念は、憲法のそれと比べたときにどう考えればよろしいでしょうか。

山脇　公共性というのは非常に漠然としていて、私は名詞形としてはあまり用いたくありません。公共的な性質というくらいの意味です。ですが、形容詞としての公共は、たとえば公共の福祉、公共的な活動、公共的議論など重要な用語となります。

桐ケ谷　宮沢俊義をはじめ日本の多くの憲法学者が、この「公共の福祉」を人権の集合体と考えています。先ほども述べましたとおり、日本国憲法は個人の尊厳を最高の価値と位置づけております（第一三条）。この最高の価値は個人の尊厳でしか制限し得ません。つまり、人権を制限し得るのは、人権でしかないということです。したがって、公共の福祉による制限は、人権と人権がぶつかったときの調整原理でしかないのです。このように考えれば、日本国憲法を非常に統一的に解釈することが可能です。このような解釈は、山脇さんのおっしゃる「一人ひとりの『私』を活かしながら国民の公共性を開花させ、政府の公的行動を人びとに開かれたものにしていく」という意味での「活私開公」にもつながるのではないかと思います。

宗教と公共哲学のつながるところ

石神　仏教とキリスト教からの視点を含めて「活私開公」について語っていただきましたが、次に人権をめぐって、宗教あるいは宗教者にはどのようなことが期待されるのかお聞きしたいと思います。

桐ケ谷　私からは、核廃絶に向けた市民の連帯に、宗教者がいかに関わっているのかという点から、ＳＧＩによる核廃絶運動について紹介したいと思います。

一九五七年九月八日、創価学会戸田第二代会長が遺訓となる「原水爆禁止宣言」を発表しました。それは、「核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う」「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利をおびやかすものは、これ魔ものであり、サタンであり、怪物であります」「〔この〕思想を全世界に広めることこそ、全日本青年男女の使命であると信じるものであります」というものでした。

この原水爆禁止宣言が、ＳＧＩにとって核廃絶運動を展開する上での一つの原点になっています。ＳＧＩではこれまで、出版活動、展示活動、署名活動、提言などを通して、対話の波を起こしながら核廃絶運動を展開してきました。この宣言から六十周年目にあたる昨年、核兵器禁止条約が締結されたこと、その締結に尽力したＩＣＡＮ（核兵器廃絶国際キャンペーン）にノーベル平和賞が授与されたことは、まことに感慨深いものがあります。

石神　ＳＧＩはこのＩＣＡＮと長く連携を取ってきましたね。

桐ケ谷　はい。ＩＣＡＮのベアトリス・フィン事務局長はＳＧＩについて次のように述べています。

ＳＧＩは、私たちＩＣＡＮの最も強力なパートナーの一つです。核兵器廃絶を目指す上で道徳的理由は不可欠であり、宗教を基盤とするＳＧＩにとって、平和を目指すのは当然の信仰の帰結です。世界各国のネットワークを持つＳＧＩと共に活動

できることは、とてもうれしいことです。核兵器禁止条約の採択が、戸田第2代会長の原水爆禁止宣言から60周年の年であるということも、非常に意義深いことです。冷戦の渦中に示されたその宣言を原点として、SGIは数十年もの間、平和の戦いに取り組んでこられました。たとえ希望が見いだせず、人々が諦めそうになった困難な時代にあっても、SGIが立ち上がるエネルギーと勇気を発揮し続けてきたことに多大な啓発を受けるのです。(3)

No Image

原水爆禁止宣言を発表する
戸田第二代会長
©Seikyo Shimbun

ある識者が、このノーベル平和賞は戸田第二代会長に授与されたようなものだ、と感想を漏らしていたことが、耳朶に残っています。

過日行われた日本宗教学会の学術大会では、上越教育大学の塚田穂高氏が「核廃絶と日本宗教―ICANとSGI・WCRPの関係を中心に―」と題して、核兵器禁止条約の成立がいかにして可能となったのかを、ICANとSGIおよびWCRP（世界宗教者平和会議）との関わりから分析して、ICANが媒介となり、両者がつながったことをその成功の原因の一つとして指摘されていました。核廃絶運動のような人権や平和を目指す運動を実現するためには、複数の団体や個人がそれぞれの特定の信念や教義を超えて連携し合い、市民の声を公共世界に届けることが重要であるという点で、山脇さんのおっしゃる公共哲学の実践の一つにほかならないと思います。

山脇　私の編著である『科学・技術と社会倫理 その統合的思想を語る』（東京大学出版会、二〇一五年）のなかでも、原発問題に関連した議論を収録しています

が、やはり科学者は政治状況が緊迫すると自分を見失いがちです。近代以降に見られた技術の進歩のうち、約三分の一が軍事技術の発達と結びついていると考えられています。第二次世界大戦中、マンハッタン計画で製造された原爆は、ヒトラーのいたドイツに落とされる予定でした。しかしながら、原爆が製造されたときにドイツはすでに降伏していたので、原爆を落とす大義名分がなくなったアメリカの政治家は、日本の広島と長崎で原爆の投下を試すことにしました。そして、原爆の製造に携わったオッペンハイマーをはじめとする科学者たちもそれに同意したのです。その際の科学者たちの頭には原爆投下の成功しかなかったわけですが、実際には想像をはるかに上回る惨禍を招くことになったわけです。

科学技術は、科学者や技術者としてのアイデンティティと、一般市民あるいは人間としてのアイデンティティの双方がなければ、歯止めが利かない非常に危険なものになりかねません。たとえば、科学技術の最先端をいく原子力工学者も未だにフランスと協力して核燃料サイクルの成功を夢見ています。しかし、原子力発電所（原発）がプルトニウムを生み出し、その処分場が定まらずに、蓄積し続けているという問題を前にして、「原子力の平和利用」はただの欺瞞にしか聞こえません。プルトニウムなどの高レベルの放射性廃棄物を原発はいかに処分するのかという問題は、未だにまったく解決されていないわけです。今、使い道がなくなった日本のプルトニウムで長崎型の原爆を六千基作れるという状況が、皮肉にもアメリカを焦らせています。原発はそういうかたちで原爆（核兵器）の問題と結びついているのです。

石神　政治家や学者のなかには、核兵器は使えない兵器であるとしたり顔で言う人がいますが、本当に使えないといい切れるかどうか。そこには「核があるから戦争が起こらない」との核抑止の理論が支配しています。これこそが、戸田第二代会長が指摘された一種の悪魔的な考え方だと思います。「その奥にある隠されているところの爪をもぎ取りたい」との宣言は、この核抑止論にひそんでいる非人間的な発想に向けられた

ものでもあったと思えてなりません。

池田ＳＧＩ会長は記念提言のなかで「〝自らが体験した悲惨な出来事を誰の身にも起こさせない〟との誓いが、平和と人権を守る精神的な法源となる」と述べられました。私は、この「誓いが法源となる」という言葉にハッとさせられました。いいかえれば、誰の身にも悲惨なことは絶対に起こさせないという強い思い、誓いがあることが精神的な意味で立法の根拠となるのだと。私はそこに注目しました。これは、山脇さんもおっしゃった「人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の前文とも響き合っていると思います。たしかに、世界人権宣言の起草にあたった人たちや核廃絶に取り組むＩＣＡＮの方々からは、誓願といってよいようなものがうかがえますね。

ですから、今回の核兵器禁止条約の批准には、やはり世界の人々の生命を守るという一貫した強い思いが必要だと思います。現在のところまだ十四カ国しか批准していません。五十カ国による批准で発効されるということですから、これからも世論に訴えつづけることが必要だといえます。

山脇　私は、どのような状況であっても核廃絶を実現し、そのためにも超宗派的な連携をとらなければならないと当然思います。そういった意味でも、いま桐ケ谷さん、石神さんがおっしゃったことに全面的に賛成します。超宗派的連帯についてのおもな課題は当然、宗派的エゴを乗り越えることになってきます。公共哲学を、「良き公正な社会を目指し、公共的問題にコミットする哲学」と定義するならば、宗教の違いを互いに認め合いながら、超宗派的な公共善のために実践的に連帯し合うことを呼びかけることが、まさに公共哲学の一つの任務、役割だと考えています。公共哲学においては、宗教の違いをどうこう議論することはそれほど重要ではなく、その違いを認めながら、戦争をはじめとした公共悪（あるいは負の価値）を排除するために連携していくことが主題になります。

さて、核兵器に関する政治家の発言として例を挙げますと、オバマ大統領（当時）が広島を訪問した際に、

次のような言葉でスピーチを締めくくりました。「広島と長崎が核戦争の夜明けとしてではなく、私たち自身の道義的な目覚めの始まりとして知られる未来だ。」(4)私は、教育の現場において、先生や生徒たちに「広島や長崎は核戦争の夜明けとして記憶されるのか、あるいは道義的な目覚めの地として記憶されるのか」を尋ねることにしています。

石神　そのような状況下にあって、日本はどのような道を歩んだらよいとお考えですか。

山脇　日本は、非核三原則を死守すると同時に、率先して平和実現に向けて行動を起こしていく必要があると思います。世界を見渡せば、核兵器で儲けようとする国々もあり、多くの企業が核の関連事業に関わらないとも限りません。ただ日本だけは、非核三原則をもって、かろうじて核兵器の輸出を禁じています。私は、今こそ先の活憲思想に基づいて、第九条だけではなく憲法の前文を活かしながら、積極的に平和を目指していくべきだと思います。これは「積極的平和」を提唱したヨハン・ガルトゥングの考えに近いかもしれません。宗教家が政治運動に直接参加するわけにはいきませんが、平和にコミットしていく関係のなかで、ともに手を携えることは可能でしょう。カトリック教会の社会教説は、カトリック信者だけに限らず、善意ある人へのメッセージとして発信されています。そこでは、実現すべき公共善として人権が挙げられています。そのような意味でも、日本は、宗教者も政治家も広島・長崎を含めたメッセージを率先して発信していかなければならないと考えます。

平和創出に向けて

石神　ここまで、世界人権宣言採択の意義を確認し、人権問題の本質や人権そのものの本質に迫りながら、人権をめぐって公共哲学と宗教という角度から語ってまいりました。最後に、世界人権宣言に掲げられた理想の実現に向けて、現在いったい何が求められているのかお考えをお聞きしたいと思います。

山脇　「創価」は価値の創造を意味するとうかがいましたが、道徳の授業が小学校と中学校で行われ始めて

おり、二〇二二年からは高校で「公共」という科目の授業が行われる予定です。そこで、価値について正面から教育するのかどうかについては、もっと議論が起こるべきだと思います。教師に求められるのは党派性・宗派性からの中立であって、価値からの中立ということは決してあり得ません。というのも、人権や平和は価値的概念そのものだからです。

今必要なのは、グローカル公共的価値（Glocal Public Value）なのではないかと私は思っています。ここでいうグローカルとは、各自が置かれた現場や地域（ローカル）に根ざしながら、全地球的（グローバル）視野で考えることを指します。教室を見渡せば、日本国籍をもたない児童や生徒もたくさんいます。つまり、一人ひとりの学びの場が日本というナショナルな領域を超えたものになっており、各地域や現場に身を置きながら、全地球的な公共的価値のためにさまざまな問題を考えることができるというスタンス（姿勢）が必要となってきているわけです。それが、グローカルな教育です。人類普遍の原理・価値を掲げている世界人権宣言を通して、また日本国憲法を尊重しながら、日本国民の枠を超えて差別・人権侵害に立ち向かうようなグローカル教育を実践することが重要でしょう。

石神　創価学会はもともと創価教育学会として、一九三〇年に牧口初代会長によって創立されました。牧口初代会長の著書に『人生地理学』がありますが、そこには、最も身近なものでさえ世界への広がりをすでにもっているという視点があります。また、あらゆる教科の統合中心としての「郷土科」を提唱しています。大著『教育学体系』では、宗教実践というよりは、まずは子どもの幸福を願った教育の基礎理論が示されました。ただ、そこに述べられた「価値論」は、「自他の幸福を目指して、価値創造の能力を養成するのが教育の目的」（要旨）とあるように、個人の幸福から社会全般の幸福にまで志向します。池田ＳＧＩ会長が創立された創価大学もその考えに連なり、建学の精神のなかで「新しき大文化建設の揺籃たれ」「人類の平和を守るフォートレスたれ」と、地球規模の価値を築くことを謳っています。こうした創価教育の運動は、ま

さに山脇さんがおっしゃったグローカル教育が目指すべきものと合致しているように思います。

山脇　それを踏まえた上で、先ほど申し上げた活憲、憲法のとくに前文を活かすかたちで、日本の平和や人権思想を地球全体に対する価値として発信し、戦争・人災・差別などの公共悪（negative value）の削減や除去のために尽力するのが、日本のグローカルな役割です。たとえばグローカルな問題を考える場として広島、長崎、沖縄が挙げられますが、そこから平和のメッセージを発信し続けることの意義をグローカル教育の一環として教えなければならないと思います。

グローカル教育にあっては、ユネスコ憲章の前文が謳うように、「平和のとりで」を人の心に築くための平和教育が重要になります。心の平和については、仏教経典や聖書にも触れられておりますが、個人のミクロな平和から、国内のメゾの平和、そして地球規模のマクロの世界平和へというかたちで、三つの平和が統合されなければなりません。そういった意味で、いじめをはじめとするさまざまな人権問題も、まさに心の平和の問題として捉えなければならないでしょう。

桐ケ谷　そうですね。「心に平和のとりでを築く」というユネスコ憲章のとおり、平和のための正しい価値観をより広範囲の人々に教えていくことが重要であると思います。二〇〇一年九月一一日に起きたいわゆる「アメリカ同時多発テロ事件」の直後に、池田ＳＧＩ会長が創価学園の卒業生の集いでこのように述べられたことを思い出します。

> 今回のアメリカでのテロ事件に関して、私のもとには、世界中の知性から、真摯な声や鋭い分析が次々と寄せられてきました。それらの見解の大きな一致点は何か。それは短期的な対策は、ともかくとして、長期的な抜本の対策としては、正しい価値観、正しい生命観を教える「教育」以外に、この激動の時代にあって、人類の平和と安定を創造しゆく道はないということであります。目指すべきは、「生命尊厳の世紀」であり、そして「人間教育の世紀」であります。(5)

No Image

1946年11月20日にフランス・パリで開会された第１回ユネスコ総会。
この総会の２週間前に、ユネスコ憲章が発効した。©AKG-Images/PPS 通信社

気の遠くなるような話かもしれませんが、それでも、目の前の一人ひとりに正しい価値観、生命観を教育していくことが、平和創出に向けた一番の近道なのではないでしょうか。こうした「人権文化」の普及・推進は、大学、小・中・高の学校などの公式な教育機関や国連の人権教育プログラムに沿った教育など、さまざまな場面で行われる必要があるでしょう。ＳＧＩのメンバー一人ひとりが活動のなかで生命尊厳を語り、その感覚を自他の生命のうちに養っていくこと、すなわち市民レベルでの対話による啓発もまた、これらの教育に連なる営みなのではないかと思っています。

ＳＧＩなどが制作してきた「人権教育ウェブサイト」が開設され、本年九月にスイスの国連欧州本部で発表会が行われました。その共同制作に携わり、ＳＧＩとともに人権教育の推進に尽力してきた代表の一人であるオマール・ズニバー氏は、「市民社会」が「人権文化」を普及・推進していく重要な柱であることを強調しております。

山脇　公共哲学においても、公共的価値の源泉としての宗教の存在は重要だと私自身は考えています。宗教は利己主義にブレーキをかけ、人を赦し、人に対して寛容的になる源泉ともいえます。たとえば、人は逮捕され懲役刑を受ければ市民としての自由権が奪われますが、それでも監獄での人としての権利は保障されなければならないわけです。そこに、赦しの思想を踏まえたかたちの人権が見えてきます。

公共哲学のなかでは、宗教に対する扱い方が多様に論じられてきました。ロールズのいう「重なり合う合意」（overlapping consensus）は、功利主義の批判から出た一つの考え方ですけれども、個別の宗教的背景は棚上げをして、市民権や公正としての正義が優先されることを前提にしました。それに対しサンデルは、宗教的背景を棚上げしてしまえば本質的な問題が見えてこないので、宗教的な信仰を明確に話した上で、正義について語ろうと主張しました。私は、公共的価値の源泉としての宗教を尊重しつつ、他方では宗教の問題を公共的な場面であまり持ち込まないほうがよいという微妙なスタンス（立場）をとっています。

それはさておき、宗教がもつ一つの大きな物語（narrative）の重要さは、常に念頭に置いています。宗教は人生の深みについて教える物語の性格をもっており、人はその物語の存在を忘れてしまえば、ゴシップに翻弄されるような薄っぺらな人生を送ることになると私は思います。先ほどおっしゃっていた十界論のような一人の人間の存在のドラマが見られ、しかもその物語は公共哲学ともつながるのではないかと思うのです。

このように、私は、平和や人権といった公共的価値の源泉としての宗教を重視し、他方で宗教を棚上げする考えも尊重しながら、宗教の物語の意義を踏まえるかたちで、ミクロな部分からマクロな部分までを網羅するグローカルな公共哲学について、今後も考えを発展させていきたいと思っています。

桐ケ谷　ありがとうございます。東洋哲学研究所は、「東アジアの民衆の精神を潤してきた『法華経』の研究を深めること」「人類的課題を解決するための、仏教を基調とした人間主義、平和主義の理論を構築する

No Image

来賓とともに盛大に開幕したパリ・ユネスコ本部での仏教経典展

こと」などを設立の目的に掲げています。とりわけ、社会に開かれた方法で研究成果を提示する一つの取り組みとして、法華経に関する展示を開催しています。なかでも、「法華経――平和と共生のメッセージ」展は、これまで十六カ国・地域の約八十万人の方々に鑑賞していただきました。この展示では、法華経に説かれる教えやその伝播の意義だけでなく、そこに込められた平和の哲学や生命の哲学を来場された方々に伝えることができ、開催地では大きな反響を呼んでいます。その点で、東洋哲学研究所は、平和や共生といった公共的価値を宗教から照らしていく役割を担っているのかもしれません。

二〇一六年四月には、フランス・パリのユネスコの本部で、「仏教経典：世界の精神遺産――写本と図像で知る法華経」展を開催いたしました。そこに参加されたアブラハム友愛協会のエドモンド・リール会長はこのように語っています。

仏教のルーツや発展を知ることは、ヨーロッパ人にとって重要な意味を持ちます。それは仏教が、ヨーロッパで失われた大切な精神を有するからです。今、宗教の名を借りたテロリストの動きがあります。この危機にあって、自己と他者を尊重し、憎悪を乗り切る鍵は仏教にあると思います。(6)

石神　桐ケ谷さんも昨年タイやシンガポールの法華経展に行かれましたね。

桐ケ谷　はい。タイはご承知のように上座部仏教の国、シンガポールは国際色豊かな国であらゆる宗教が共存している国です。そこに大乗仏教の精髄ともいえる法華経を持ち込んで大丈夫なのかという一抹の危惧がありました。しかしいずれの展示でも、法華経の平和主義、人道主義に共感し、国家レベルの応援をいただき、また、一般の人々のみならず、多くの宗教家・宗教者にも理解と共感の輪を広げることができたと、身をもって実感いたしました。

生命を危険にさらすようなテロリズムや暴力の公共悪が横行するなかで、展示を通して、宗教を超えて生命尊厳の大切さを訴えていく東洋哲学研究所の使命は大きいと考えます。それ自体が、世界人権宣言や日本国憲法前文の原理・価値に直結する活動であると思っています。私たちも、地道にしかしながら着実に、平和創出や人権尊重の足がかりを作っていきたいと思います。

本日はたいへんにありがとうございました。

注

（1）「グローバルウオッチ　共生の未来へ―世界を見つめて―」聖教新聞、二〇一八年八月二十五日付。

（2）池田大作「第43回『SGIの日』記念提言　人権の世紀へ　民衆の大河」二〇一八年一月二十六日発表（https://www2.sokanet.jp/download/teigen/proposal_SGI20180126c.pdf）。

（3）「核兵器なき世界への挑戦」創価学会公式サイト https://www.sokanet.jp/pr/recommend/201708-gensuikin60/（二〇一八年十月十九日閲覧）。

（4）「オバマ米大統領が広島で演説（全文）」時事ドットコム　https://www.jiji.com/jc/v4?id=obama-hiroshima0005（二〇一八年十月十九日閲覧）。

（5）「創価学園21世紀大会から　創立者のスピーチ」聖教新聞、二〇〇一年九月十七日付。

（6）「フランス　パリで仏教経典展」聖教新聞、二〇一六年四月七日付。

（やまわき　なおし／星槎大学副学長）
（きりがや　あきら／東洋哲学研究所所長）
（いしがみ　ゆたか／東洋哲学研究所主任研究員）